

妊婦のみなさまへ

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成事業

遠方で妊婦健康診査を受ける方、出産される方の 交通費・宿泊費を一部助成します



近江八幡市では、遠方の周産期母子医療センターで妊婦健診を受ける必要がある妊婦さんや、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦さんを対象に、妊婦健康診査や出産に伴う交通費や宿泊費の一部を助成します。

<対象者> 近江八幡市に住民票があり以下のいずれかに当てはまる方

1. 医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※）で出産する必要がある、住所地（または里帰り先）から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する方
2. 里帰り先から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する方

（※）母体の救命対応、ハイリスク妊婦に対する医療・高度な新生児医療等に対応する施設

対象周産期母子医療センター（県内）：大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、長浜赤十字病院

<助成内容>

1. 交通費 妊婦健康診査又は出産の際の交通費の一部
対象1の方：住所地（または里帰り先）から周産期母子医療センターまで
対象2の方：里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで
2. 宿泊費 出産に伴う入院までの間、対象の分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設に宿泊した場合の費用の一部（食事に係る費用を除く）

<助成額>

1. 交通費
公共交通機関・タクシーの実費額の8割
※ただし、妊婦健康診査に係る移動は公共交通機関のみが対象となります。
2. 宿泊費
実費額（1泊上限9,800円）－2,000円×宿泊日数（上限14泊）

<申請内容> 出産の翌日から起算して1年以内に以下の書類を健康推進課に提出してください

- ☐ 近江八幡市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成申請書
（市ホームページに様式があります）
- ☐ 妊婦健康診査受診日、出産日及び分娩した施設が確認できる部分の写し（母子健康手帳等）
- ☐ 下記の記載がある領収書等の写し
交通費 利用日、利用料金
宿泊費 宿泊施設、宿泊者、宿泊日、宿泊日数、宿泊費
- ☐ 申請者本人の振込先金融機関の口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）の写し
- ☐ 申請者本人であることが確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカードの顔写真がある面等）
- ☐ 里帰りをしている場合は、里帰り先の居住地の住所を示す書類
（里帰り先の人の住所が分かる運転免許証や住民票、マイナンバーカードの顔写真がある面等）
- ☐ 周産期母子医療センターを利用された方：「医学的な理由等」を認めると判断できうる書類
例：入院時の診療報酬明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」又は「ハイリスク分娩管理加算」が記載されているものの写し等 ※医師の診断書等が必要になる場合もあります。

市のホームページより
ご確認ください。



お問い合わせ先：近江八幡市 健康推進課

TEL.0748-33-4252

近江八幡市桜宮町236

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～16:45